

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が広範囲に飛散し、伊達市も汚染の被害を受けました。市内の一部は放射線量が年間 20mSv をこえると推定され『特定避難勧奨地点』の指定を受けるなど、市民全体に放射能の健康被害への不安が大きくなっています。

当市に飛散した主な放射性物質は、放射性ヨウ素 131、セシウム 134、及びセシウム 137 ですが、特にセシウム 137 の半減期が 30 年であり、長期にわたり低線量被ばくを受けることとなります。

市ではこの事態に対し、迅速な除染作業や地場産品への風評被害の払拭に向けた取り組みを進め、健康管理対策についても、個人積算線量計（ガラスバッジ）による測定、内部被ばく検査（ホールボディカウンタ検査）の実施、健康相談などの取り組みを行い、福島県で実施する県民健康調査（基本調査、詳細調査、甲状腺検査など）と併せ、少しでも市民の健康不安を和らげる取り組みを継続しています。

しかし、放射線による健康被害についてはこれまで検証結果がないことから、専門家においても意見が分かれることもあり、安全は図られても安心は得られないのが現状です。

そのような状況において、当市では東日本大震災からの早急な復旧、そして震災を教訓とした災害に強いまちづくり、活力あるまちづくりの実現に向けた「伊達市復興ビジョン」を策定しました。

本放射能健康管理計画は、「伊達市復興ビジョン」の基本施策である「安心して暮らすための健康づくり」に向けて、放射能リスクのもとでの健康管理について確実に実行していくために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、東日本大震災からの復興への方向性を示す「伊達市復興ビジョン」及び、健康増進計画である「健康だて 21（後期改定）」に示した、放射能にかかる健康管理に向けた当市の方向性に沿って、具体的な施策について定めるものです。



